

お知らせ



後期高齢者医療制度

## 後期高齢者被保険者証が新しくなります

町 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

### 8月から被保険者証が新しくなります

現在使用中の被保険者証(水色)の有効期限は、平成30年7月31日です。

8月1日から使用できる新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。新しい被保険者証は、うす緑色で、有効期限は平成31年7月31日です。

8月1日以降に受診する際は、新しい被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。

※7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問い合わせください

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります

### 被保険者証の自己負担割合

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。判定基準は下表でご確認ください。

## 後期高齢者医療制度の自己負担割合

負担割合	判定基準
3割負担	同一世帯の被保険者の中に町民税の課税所得額が145万円以上の人がある
1割負担	上記以外の被保険者

※3割負担と判定された場合でも、要件により、申請することで自己負担額が1割となる場合があります(対象者には通知を送付します)

### 8月に減額認定証が更新されます

現在使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成30年7月31日です。

減額認定証を持っていて平成30年度の町民税が非課税の世帯の方には、8月1日から使用できる新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。有効期限は平成31年7月31日です。

【減額認定証とは】医療機関に提示すると医療費が自己負担限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担が減額されます。

【交付の対象】世帯全員が町民税非課税である人  
【その他】新たに減額認定証の交付を希望する場合は申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

お知らせ



国民健康保険証変更

## 平成30年8月から国民健康保険証が変わります

町 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

平成30年4月からお使いいただいている被保険者証の有効期限は平成30年7月31日です。

平成30年8月1日からお使いいただく被保険者証は新しい様式のものになります。平成30年7月中に各世帯の世帯主あてに郵送します。

平成30年8月1日からお使いいただく被保険者証は個人ごとになります。(ひとり一枚の個人証となります)

平成30年度以降の被保険者証の有効期限は8月1日から翌年7月31日です。今後の更新は毎年8月となります。(県内統一)

70歳以上の方は、被保険者証と高齢受給者証が一体となります。

(詳しくは、郵送の同封物をご確認ください)

催し



第10回桂川町文化連合会フェスティバル

## 舞踊、歌、婦人会バザーなど 桂川町文化連合会フェスティバル

町 社会教育課 社会教育係 ☎65・2007

【日時】7月22日(日) 10時30分～15時05分

【場所】桂川町住民センター大ホール

【内容】舞踊や歌など日々練習を重ねた各団体のステージが行われます。婦人会バザーもありますので、ぜひお越しください。